

鳥取県告示第581号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県営住宅の家賃、駐車場使用料及び水道料金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県住宅供給公社

2 委託期間

平成21年10月1日から平成26年3月31日まで